

日本学生航空連盟所属
三田式3型改I JA2116
に関する航空事故報告書

昭和50年4月24日

航空事故調査委員会議決（空委調第11号）

委	員	長	岡	田	實
委		員	山	口	弘
委		員	諏	訪	真
委		員	上	山	勝
委		員	八	田	忠
					夫
					三

1 航空事故調査の経過

1.1 航空事故の概要

日本学生航空連盟所属三田式3型改I JA2116は、昭和49年8月24日15時52分ころ、大分県直入郡久住町白丹の久住滑空場でウインチえい航による離陸滑走中、左主翼端が草に接触した後浮き上り、機首を左に振りながら進行方向へ横滑りして接地し大破した。同機には教官及び訓練生の2名がとう乗していたが、訓練生が軽傷を負い教官には異常がなかった。

1.2 航空事故調査の概要

昭和49年8月27日～28日 現場調査

1.3 原因関係者からの意見の聴取

昭和50年3月1日 意見聴取

036001

2 認定した事実

2.1 飛行の経過

JA2116は、15時ころから訓練を開始し、5回までの訓練は順調に行われた。6回目の訓練は、訓練生が前席に、教官が後席に乗組み、同機はウインチえい航により滑走を始めたが、加速がわるく丘の下り斜面を約60メートル滑走し、約65キロメートル/時の速度に達して、若干機首を上げ、浮揚の態勢に入った直後、左主翼端が草（高さ約30センチメートル）に接触し機首を急激に左に振りながら浮揚した。ウインチ運転者は上記の異常な偏向を認め、直ちにえい航を中止したため、同機の加速がなくなり、索が自動的にはずれた。

その後、更に機首を左に振り横滑りの状態で次第に機首が下りながら約90度偏向し、草に接触した位置から約50メートル左斜め前方の斜面に、左主翼端が、次いで機首が接地した。同機はその反動で更に機首を左に約90度振り、機首を出発地点の方向へ向け尾部から接地して停止した。訓練生は軽傷を負ったが、教官には異常がなかった。

2.2 人の死亡、行方不明及び負傷

死	傷	と う 乗 者		そ の 他
		乗 組 員	そ の 他	
死	亡	0	—	0
重	傷	0	—	0
軽	傷	1	—	0
な	し	1	—	

2.3 航空機の損壊の程度

大破

2.4 航空機以外の物件の損壊

なし

2.5 乗組員に関する情報

教官 昭和5年2月11日生

036002

自家用操縦士技能証明書 第1340号

取得年月日 昭和39年4月27日

限定事項 滑空機上級

操縦教育証明(滑空機)第193号

取得年月日 昭和42年7月21日

第3種航空身体検査証明書 第31520119号

有効期限 昭和49年8月15日から

昭和50年8月14日まで

総飛行回数 1,850回

訓練生 昭和26年5月29日生

航空機操縦練習許可書 北第41号

有効期限 昭和50年7月21日まで

総飛行回数 56回

2.6 航空機に関する情報

型式 三田式3型改1

製造番号 第69-25号

耐空証明書 第49-15-2号

有効期限 昭和49年4月28日から

昭和50年4月27日まで

2.7 気象に関する情報

現地の風向風速計による当時の風向風速は、風向130度～135度、
風速3.0～3.5メートル/秒であった。

2.8 航空機又はその部品の損壊に関する情報

損壊状況のうち主なものは次のとおりであった。

○胴体 前部 挫屈破損、風防破断

後部 挫屈

○主翼 羽布の破損 数カ所

036003

2.9 滑空場に関する情報

離発着場所及びウインチ設置場所を、起伏している高原の2つの頂部に設定し、出発点とウインチとの距離は約900メートルであった。離発着場所とウインチ設置場所の間は見通しがよく、なだらかな高原となっている。

出発点付近の地形の状況は、ウインチ側へ向ってゆるやかな下り勾配となっているが、約30メートルあたりから右下りの斜面となっており、左主翼端が接触した場所では、左翼端の通る場所と胴体の場所とでは約1メートルの標高差がある。

3 事実を認定した理由

3.1 解析

3.1.1 6回目のえい航時、通常約20メートルの離陸滑走距離が、約60メートルになったことについては、ウインチのえい航加速が通常より不足したものと認められる。

これは、ウインチ運転者のアクセルとクラッチとの関連操作が、適切でなかったことによるものと推定される。

3.1.2 機長は、離陸滑走の開始当初から、えい航加速が通常より不足していることに気付いたにもかかわらず、離陸中止の手段をとらなかったが、これは、滑走距離がのびてもそのうち浮揚すると予想していたものと推定される。

4 結論

- (1) 教官及び訓練生は適法な資格を有し、所定の航空身体検査に合格していた。
- (2) JA2116は有効な耐空証明を有し、事故に関連する不具合はなかった。
- (3) 出発点から約60メートル付近の地形は、右下り斜面であった。
- (4) ウインチのえい航加速は不足していた。
- (5) JA2116の左主翼端が草に接触し、機首を左に振りながら浮揚した。
- (6) ウインチ運転者は、機首の偏向を認め直ちにえい航を中止した。
- (7) 教官は、ウインチのえい航加速の不足を知ったにもかかわらず離陸を断念しなかった。

036004

原 因

本事故は、教官がえい航加速の不足を知ったにもかかわらず、出発点付近の地形を考慮することなく、索離脱操作による離陸中止を行わなかったことによるものと推定される。

036005